

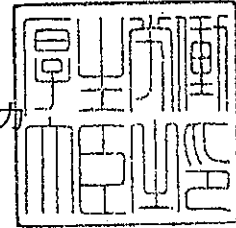
厚生労働省発食安第 0126006 号

平成 16 年 1 月 26 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



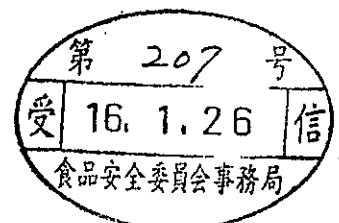
食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 15 条第 5 項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合はその内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると理解してよろしいか。

記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号）第 8 条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条第 4 項において、食鳥検査の範囲について「家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの」等の規定が設けられたことに伴う形式的な改正として、改正前の同条第 5 項の規定に基づく食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）第 9 条第 1 項第 1 号において「別表第四に掲げる疾病及び異常の有無について」を削除すること。

なお、改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条第 4 項の規定に基づき食鳥検査の範囲として厚生労働省令で定める疾病等に係る食品健康影響評価については、平成 15 年 10 月 17 日付け厚生労働省発食安第 1017001 号により貴委員会に意見を求め、平成 16 年 1 月 15 日付け府食第 44 号により、食品健康影響評価の結果の通知を受けているものである。



食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）新旧対照条文（抄）

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）（第八条関係）

【平成16年2月27日施行】

改 正 後	現 行
（食鳥検査） 第十五条 （略） 2・3 （略） <u>4 前三項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。</u> <u>一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病</u> <u>二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの</u> <u>三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常</u> <u>5 （略）</u> 6 前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査（以下「食鳥検査」という。）は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。 <u>7 （略）</u>	（食鳥検査） 第十五条 （略） 2・3 （略） <u>4 （略）</u> 5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査（以下「食鳥検査」という。）は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。 <u>6 （略）</u>

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案
新旧対照条文 (抄)

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (平成2年厚生省令第40号)

【平成16年2月27日施行】

改 正 後	現 行
(検査すべき疾病又は異常の範囲) <u>第二十五条 法第十五条第四項第二号又は第三号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第六のとおりとする。</u> (食鳥検査の方法及び手続) <u>第二十七条 法第十五条第六項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。</u> 一 食鳥検査は、十分な自然光線又は適正な人工光線の下で行う。 二 生体検査（法第十五条第一項の検査をいう。以下同じ。）は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、<u>別表第六</u>に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について一羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。 三 脱羽後検査は、脱羽（食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。）の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、<u>別表第六</u>に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。 四 内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、<u>別表第六</u>に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。 五 (略) 2 法第十五条第六項の厚生労働省令で定める手続は、食鳥検査を受けようとする食鳥	(食鳥検査の方法及び手続) <u>第九条 法第十五条第五項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。</u> 一 食鳥検査は、十分な自然光線又は適正な人工光線の下で、<u>別表第四</u>に掲げる疾病及び異常の有無について検査を行う。 二 生体検査（法第十五条第一項の検査をいう。以下同じ。）は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、<u>別表第四</u>に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について一羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。 三 脱羽後検査は、脱羽（食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。）の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、<u>別表第四</u>に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。 四 内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、<u>別表第四</u>に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。 五 (略) 2 法第十五条第五項の厚生労働省令で定める手続は、食鳥検査を受けようとする食鳥

処理業者が、食鳥処理場ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。

一～三 （略）

※別表第六（第二十七条、第三十三条関係）

狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く。）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び發育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）

処理業者が、食鳥処理場ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。

一～三 （略）

※別表第四（第九条、第十五条関係）

家きんペスト、狂犬病、鶏痘、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、ニューカッスル病、鶏白血病、封入体肝炎、マレック病、オウム病、家きんコレラ、結核病、大腸菌症、伝染性コリザ、豚丹毒菌病、ひな白痢及びその他のサルモネラ病、ブドウ球菌症、リステリア病、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く。）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形・大きさ・硬さ・色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び發育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）

※別表第四から別表第六への番号変更については、当該省令においてその他の別表が設けられたことに伴う形式的なものであり、表の内容の変更については、平成15年10月17日付け厚生労働省発食安第1017001号により貴委員会に意見を求め、平成16年1月15日付け府食第44号により、食品健康影響評価の結果の通知を受けているものである。

参 照 条 文

○食品安全基本法（平成15年法律第48号）（抄）

（食品健康影響評価の実施）

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二・三 （略）

2・3 （略）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～九 （略）

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十一条、第十五条第五項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

十一～十四 （略）

2・3 （略）

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）（抄）

（食鳥検査）

第十五条 （略）

2～4 （略）

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査（以下「食鳥検査」という。）は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。

6 （略）